

ハローワーク伏見公式ソーシャルメディアポリシー

1 目的

この要領は、直接、より広いチャンネルで、国民に対してハローワーク伏見の取組みを伝えるとともに、ハローワーク伏見ホームページ等の他の広報活動とも連携し、国民のより深い理解を促すことを目的として開設するハローワーク伏見公式ソーシャルメディアサービス(以下「所SNS」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 所SNSのアドレス

所SNSのアドレスは以下のとおりとする。

	アドレス
LINE	@417cakgn
Instagram	haro_wa_kufushimi
X	@hwfushimi030326

3 所SNSの管理・運営体制

- (1) 所SNSの責任者は、所長とし、副責任者を次長とする。
- (2) 所SNSへの投稿、削除、その他所SNSに関する管理・運営は、以下の分担の下、行うこととする。

内容	管理者
職1部門の所掌に関する事	職業相談第1部門担当統括職業指導官
職2部門の所掌に関する事	職業相談第2部門担当統括職業指導官

4 所SNSへの投稿の方法

- (1) 所SNSに投稿する情報については、厚生労働省情報セキュリティポリシー(令和6年4月1日改定厚生労働省最高情報セキュリティ責任者)第1部1.3の規定に基づく機密性1に該当するもの又はこれに相当するものであって、管理者において発信することが望ましいと認めるものとする。
- (2) 所SNSに事実と異なる情報を投稿したことが発覚した場合には、直ちに責任者に報告の上、当該情報等を削除し、訂正する旨の情報を投稿することとする。

5 所SNSのコメント機能等への対応

- (1) 所SNSでは、「メッセージ」機能は使用しないこととし、「フォロー」、「リツイート」、

「コメント」、「いいね！」及び「シェア」の機能は使用することとする。

(2) 所SNSに寄せられたコメントについては、以下のとおりとする。

- ① コメントに対しては、所Xで「いいね！」を付すことを含め、原則回答等を行わないものとする。当所へのご意見・お問い合わせについては、京都労働局ホームページの「労働局へのご意見」において受け付ける旨、周知する。
- ② 以下の項目に該当する場合は利用しないよう周知する。また、投稿内容に関係のないコメントや、下記項目に該当すると判断したコメントは、所長に報告の上、必要に応じて、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削除、拒否する。
 - 法令に反する場合またはそのおそれがある場合
 - 公序良俗に反する場合
 - 犯罪行為等を誘発または助長する場合
 - 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける場合
 - 本人の承諾なく個人情報特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する場合
 - 著作権、商標権、肖像権など当所または第三者の知的財産権を侵害する場合
 - 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としている場合
 - 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる場合
 - 人種・思想・信条等の差別を助長する場合
 - 同一のユーザーにより繰り返し投稿された場合、同一内容または内容が似通っている場合
 - 他の利用者、第三者等になりすました場合
 - ハローワーク伏見の発信する内容に関係のない場合
 - 各ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用規約に反する場合
 - その他、所SNSの運営上、不適切と判断した場合及びこれらの内容を含むホームページへのリンク等

(3) 上記(2)②に該当するコメントを投稿するユーザーは、必要に応じて、所SNSへのコメントをブロックする。所SNSの適切な運用を妨げるユーザーは、必要に応じて、永久にブロックする。

6 知的財産権

所SNSに掲載されている、写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産権はハローワーク伏見又は正当な権利を有する者に帰属する。また、出典を明記しての転載は可能とする。

ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではない。

7 免責事項

所SNSに関し、以下の免責事項を利用者に対して予め明示する。

- 利用者が所SNSの情報を用いて行う一切の行為については、ハローワーク伏見は何ら責任を負わない。
- 所SNSに関連して生じた利用者間のトラブル並びにそれにより被った損害又は所SNSに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル並びにそれにより被った損害については、ハローワーク伏見は責任を負わない。
- コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者には帰属するが、投稿されたことをもって、利用者はハローワーク伏見に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、ハローワーク伏見に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- 上記のほか、所SNSに関連して生じたいかなる損害についてもハローワーク伏見は一切の責任を負わない。

8 その他

- (1) 所SNSの運用に際しては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）その他関係法令並びに厚生労働省情報セキュリティポリシー等を遵守する。
- (2) 所SNSの運用は、適切な目標を設定し、可能なものについては、アクセス数・コメント数等を記録するなど、必要な管理手法を用いたPDCAを実施し、改善に努める。
- (3) この要領のうち、5から7までなど所SNSの利用者に予め周知が必要な事項については、「ハローワーク伏見公式ソーシャルメディアポリシー」（以下「所SNSポリシー」という。）としてハローワーク伏見ホームページにて公表する。
- (4) この要領は、所SNSの運用状況を勘案し、随時必要な見直しを行う。この要領を見直した場合には、必要に応じて、所SNS運用方針を事前に告知なく変更する。
- (5) 所SNSは、厚生労働省からの情報発信であることを明確にするため、「厚生労働省ホームページにサービス名等を掲載することとし、「広報の手引き」に定められた手順により、広報室へ登録を行うこととする。